

災害時における物資の供給協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社三徳（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる食糧、食料品、日用品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害（地震、風水害等の自然災害をいう。以下同じ。）又は武力攻撃（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃をいう。以下同じ。）により住民が避難し、避難所として公共施設等の利用が必要となった場合に、多摩市地域防災計画及び多摩市国民保護計画に基づき、甲が実施する被災者のための物資の確保等の災害応急対策に対する乙の協力等について、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 乙は、多摩市内に自然災害又は武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲が被災者のための物資が必要であるとして乙に対し物資の供給協力の依頼をしたときは、食糧、食料品、日用品等乙の店舗（貝取店（東京都多摩市貝取一丁目47番10号）及び多摩店（東京都多摩市鶴牧五丁目1番）をいう。以下同じ。）における取扱品目について、供給可能な範囲で当該依頼に応じるものとする。

2 甲は、乙に対し前項の規定による物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により乙の店舗の店長（以下「乙の店長」という。）に対し品目、数量、引渡し日時、引渡し場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の供給協力の依頼を受けた場合には、乙の店舗において甲に引渡すものとする。

4 甲は、乙から物資が引渡されたときは、その内容を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（第2号様式）により乙の店長に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙から引渡された物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。ただし、特売品については、特売前の小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び引渡しが完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者

の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、自然災害においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例により、武力攻撃においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第43条及び第44条の規定に基づき、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 7月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市
代表者 市長 阿部 裕行

乙 東京都新大久保二丁目1番1号
株式会社三徳
代表取締役社長 堀内 謙介

東京都多摩市貝取一丁目47番10号
株式会社三徳
貝取店 店長 今井 弘幸

東京都多摩市鶴牧五丁目1番
株式会社三徳
多摩店 店長 鈴木 順一

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

株式会社三徳

店長 殿

多摩市長

物資供給協力依頼書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

引渡し品目 ・ 数量	食糧・食料品	品 目 名	数 量
引渡し品目 ・ 数量	日 用 品	品 目 名	数 量
引渡し日時	年 月 日 時		
引渡し場所			
そ の 他			

※連絡先

部

課 担当

電話

第2号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

株式会社三徳

店長 殿

多摩市長

物 資 確 認 通 知 書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、供給協力された物資について、引渡し物資を確認したため、下記のとおり通知します。

記

引 渡 し 品 目 ・ 数 量	食糧・食料品	品 目 名	数 量
引 渡 し 日 時	日 用 品	品 目 名	数 量
引 渡 し 日 時	年 月 日 時		
引 渡 し 場 所			
そ の 他		確 認	

※連絡先

部

課 担 当

電 話